

福祉サービス第三者評価の結果

令和元年8月30日 提出(評価機関→推進委員会)



(1) 事業所概況

事業所名称 (施設名)	幼保連携型認定こども園 花園保育園	種別	幼保連携型認定こども園		
代表者氏名 (管理者)	園長 外崎 了	開設年月日	昭和28年7月15日		
設置主体 (法人名等)	社会福祉法人 愛成会	定員	88名	利用人数	88名
所在地	〒036-8154 青森県弘前市豊原1丁目1-3				
連絡先電話	0172(33)6250	FAX電話	0172(33)6159		
ホームページアドレス	www.sh-aiseien.jp/hanazono				
第三者評価の受審状況	これまでの受審回数	受審履歴			
	1回	平成26年度			

(2) 基本情報

理念・基本方針	理念: 『愛・行動・感謝』 方針: 『もうひとつの家庭』を原点に『明るく元気で素直な子』を育てる ・『愛』⇒「明るい」友だちを思いやり、豊かな感性を育む ・『行動』⇒「元気」自分でできることは自分で、遊ぶ(創造)力を培う ・『感謝』⇒「素直」ありがとうの感謝の気持ちで、あいさつができる心を養う																											
	サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事																										
	・延長保育推進事業 18:00~20:00 ・一時預かり事業(幼稚園型) 7:00~9:00 13:00~20:00 ・一時預かり事業(一般型) 8:30~17:00(内8時間) ・子育て支援事業	4月 入園式、新入園児お祝い会 5月 老人施設交流会、親子遠足 6月 クッキング、食育参観日 7月 夏祭り、お泊り会、プール開き、老人施設交流 9月 運動会、遠足、祖父母参観日、お月見会、個人面談 10月 電車遠足、七五三参り 11月 クッキング 12月 クリスマスお遊戯会、食育参観日、もちつき会、個人面談	1月 参観日、個人面談 2月 姉妹園との交流会、雪上運動会 3月 お別れ会、卒園式 毎月 避難訓練、お誕生会 身体測定、お弁当日 英会話、サッカー教室 体操教室																									
その他、特徴的な取組	・英会話教室、サッカー教室、スイミング教室、体操教室 ・自然との触れ合いを大切にした体験学習(自家菜園での菜園作り体験) ・小、中、高等学校との交流会 ・姉妹施設との交流会(保育所、認定こども園、老人福祉施設)																											
	居室概要	居室以外の施設設備の概要																										
	・乳児室兼ほふく室 2 ・保育室 3 ・保育室兼遊戯室 1 ・多目的ルーム 1	・調理室 1 ・相談室 1 ・事務室 1																										
職員の配置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>人数</th> <th>職種</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長</td> <td>常勤:1</td> <td>調理員</td> <td>常勤:2 非常勤:1</td> </tr> <tr> <td>副園長</td> <td>常勤:1</td> <td>事務員</td> <td>常勤:1</td> </tr> <tr> <td>主幹保育教諭</td> <td>常勤:1</td> <td>用務員</td> <td>非常勤:1</td> </tr> <tr> <td>保育教諭</td> <td>常勤:14 非常勤:1</td> <td>嘱託医</td> <td>非常勤:2</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>常勤:1</td> <td>学校薬剤師</td> <td>非常勤:1</td> </tr> </tbody> </table>				職種	人数	職種	人数	園長	常勤:1	調理員	常勤:2 非常勤:1	副園長	常勤:1	事務員	常勤:1	主幹保育教諭	常勤:1	用務員	非常勤:1	保育教諭	常勤:14 非常勤:1	嘱託医	非常勤:2	看護師	常勤:1	学校薬剤師	非常勤:1
職種	人数	職種	人数																									
園長	常勤:1	調理員	常勤:2 非常勤:1																									
副園長	常勤:1	事務員	常勤:1																									
主幹保育教諭	常勤:1	用務員	非常勤:1																									
保育教諭	常勤:14 非常勤:1	嘱託医	非常勤:2																									
看護師	常勤:1	学校薬剤師	非常勤:1																									

2 評価結果総評

<p>◎特に評価の高い点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画が適切に策定され、保護者等に周知されている。 事業計画は、アンケート結果や各クラスの話し合いにより実施状況の把握と評価を行うとともに、職員から出された意見や提案をもとに見直しを行って、策定しています。また、保護者等に保育参観の場で資料をもとに主な内容を説明するとともに、いつでも閲覧できるよう園内に備えて周知しているほか、園だよりに毎月の行事予定とその内容を分りやすく説明したものを掲載し、より理解しやすいように工夫をしています。 ・管理者のリーダーシップが十分に発揮されている。 園長は、保育の質の向上に向けて、自己評価や第三者評価の受審、職員との個別面談等により保育の質の現状を評価・分析するとともに、職員の意見を聴いて取り組んでいるほか、内外研修の充実を図ったり、OJTやスーパービジョンを行っています。また、経営の改善や業務の実効性を高めるために、円滑な人間関係の構築、経費節約、IT化に取り組むとともに、KJ法を用いて、職員の様々な意見を整理し、取組に反映させるなど、指導力を十分に発揮しています。 ・職員一人ひとりの育成に向けた目標管理が行われている。 組織として目指す職員像を明示し、園長との個別面談を通じたコミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が適切に設定されています。また、園長によって目標達成に向けたスーパービジョンが行われるとともに、定期的な個別面談において進捗状況や達成度の確認が行われています。 ・小学校との連携、就学を見通した計画にもとづく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。 事業計画や保育課程の中に小学校との連携に関する事項を記載し、それに基づいて、小学校の教師との情報交換や、小学校の学習発表会における園児と児童の交流が行われています。また、就学に向けて非認知能力の育成やアプローチカリキュラムの推進に取り組んでおり、保護者に参観日や個人面談等の場でそれらのことを伝えています。
<p>◎改善を求められる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、団体の機能や連絡方法が体系的に明示されていない。 連携が必要な関係機関・団体について、一部のマニュアルに記載されていますが、体系的に把握し、リストや資料を作成するまでには至っていません。今後は、連携が必要な関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に記載したリストや資料を作成し、必要に応じて職員が活用できるように保管するとともに、職員に周知することが望まれます。 ・地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われていない。 相談事業の活性化や地域交流時のアンケート、日常的な保育サービスの実施等を通じて、地域の具体的なニーズを把握するとともに、把握した福祉ニーズにもとづいて、既存の制度では対応しきれない地域における生活課題・福祉課題を解決・緩和するための事業・活動を積極的に行うことが望まれます。 ・子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアルが整備されていない。 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育に取り組んでいますが、規程・マニュアルが整備されていません。今後は、プライバシー保護や虐待防止について、保育所の特性に応じた留意点等を記載した規程・マニュアルを整備することが望まれます。

3 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

<p>わたしたちの事業の「運営」に関することや提供している「保育・幼児教育」を客観的に評価していただくことで、自園の「強み」を認識し、「弱み」を見つめ直す良い機会になりました。改善を求められる点の「関係機関、団体の機能や連絡方法が体系的に明示されていない」「子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアルが整備されていない」については、すぐに取り組めることなので早急に対応します。「地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われていない」に関しては、時間がかかることなので、法人と連携しながら長期的に取り組んでいきます。「弱み」を改善し、「強み」をさらに高めるべく、職員一同、日々全力を尽くしていきます。</p>
--

評価機関	名称	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会
	所在地	(〒036-8063)青森県弘前市大字宮園2丁目8-1
	事業所との契約日	平成30年12月14日
	評価実施期間	平成30年12月14日～令和元年7月25日
	事業所への評価結果の報告	令和元年8月26日

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	(a)・b・c
<p>幼保連携型認定こども園の使命や役割を反映させた理念、基本方針が明文化されており、事業計画やパンフレット、保育のしおり等に記載されています。また、理念等は、会議や個別面談の場での説明、事務所への掲示等により職員への周知が図られるとともに、入園時の説明と書面での交付、参観日やクラス保護者会での説明等により保護者への周知が図られています。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	(a)・b・c
<p>社会福祉事業全体の動向について、法人の施設長会議や業界団体への加入、業界誌の購読等により把握・分析するとともに、地域の動向について、市の保育研究会に加入し、子どもの数や保育ニーズ等の情報を把握・分析しています。また、毎月、保育のコストや利用者の推移、利用率等のデータをもとに経営状況の分析が行われています。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	(a)・b・c
<p>園長は、定員増に伴い施設が手狭になってきていることや、保育士の力量不足を課題として挙げており、それらの課題は、施設長会議を通して役員間での共有がなされているほか、会議等で職員にも伝えていきます。また、研修の充実やスーパービジョン、職員との個別面談等により保育教諭のレベルアップに向けて具体的に取り組んでいます。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a (b)・c
<p>法人の中・長期の事業計画が策定されており、理念の実現に向けた長期ビジョンとそれにもとづく中期行動指針、さらに具体的な年度ごとの実践目標が設定されています。また、保育園では、経営環境等の把握・分析にもとづいて、年度ごとに実践目標を設定して課題等の改善に努めていますが、中・長期の収支計画を策定するまでには至っていません。中・長期の事業計画を実現するためには財務面での裏付けが不可欠であり、中・長期の事業計画に応じた中・長期の収支計画を策定することが望まれます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a (b)・c
<p>単年度の計画は、中・長期の事業計画の内容を反映させ、保育の質の向上に向けた具体的な内容となっていますが、中・長期の収支計画が策定されていないため、その内容を反映していません。今後は、中・長期の収支計画を策定し、その内容を単年度の計画に反映させることが望まれます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	(a)・b・c
<p>事業計画の実施状況の把握と評価が、毎年2月にアンケートや各クラスの話し合いにより行われ、職員から出された意見や提案をもとに見直しを行って次年度の事業計画が策定されています。また、3月の職員会議の場で次年度の事業計画を説明し、職員に周知を図っています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	(a)・b・c
<p>事業計画は、保護者等に保育参観の場で資料をもとに主な内容を説明するとともに、いつでも閲覧できるよう園内に備え置いて周知しています。また、園だよりにより毎月の行事予定とその内容を分かりやすく説明したものを掲載し、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っています。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a (b)・c
<p>日常的な保育の質の向上に向けた園長等によるスーパービジョンとともに、第三者評価の受審や自己評価(年2回)が行われていますが、評価結果の分析・検討を組織的に行う体制が整備されていません。今後は、第三者評価や自己評価の評価結果について、分析・検討する場を保育園として位置づけ、職員の参画を得て実行することが望まれます。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b (c)
<p>第三者評価や自己評価の評価結果について、分析・検討にもとづく課題の文書化や、課題に対する改善策や改善実施計画を策定するまでには至っていません。今後は、評価結果の分析結果やそれにもとづく課題を文書化して明確にするとともに、課題の改善について、職員参画のもとで改善策や改善計画を策定し、計画的に取組むことが望まれます。また、改善策や改善計画は、実施状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことが望まれます。</p>		

評価対象Ⅱ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	(a)・b・c
<p>園長は、保育園の運営方針や自らの職務分掌について、文書化し明確にするとともに、職員に対して職員会議等において表明したり、職員との個別面談において説明したりして周知を図っています。また、有事における園長の役割と責任について、不在時は、副園長に権限を委任することが明示されています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a (b)・c
<p>園長は、遵守すべき法令等について、法人の施設長研修や、業界団体の会議・研修等に参加し把握と理解に努めています。また、職員に対して職員会議等において遵守すべき法令等を周知していますが、遵守の徹底に向けた具体的な取組を行うまでには至っていません。今後は、法令遵守に関する担当者の設置、法令遵守規程にもとづく教育・研修等の実施など、職員に対して遵守の徹底に向けた積極的な取組を行うことが望まれます。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c
<p>園長は、保育の質の向上に向けて、自己評価の実施や第三者評価の受審、職員との個別面談等により保育の質の現状を評価・分析するとともに、職員の意見を職員会議で聴いたり、書面で徴したりして反映させ取り組んでいます。また、内部・外部研修やOJT等、研修の充実を図るとともに、スーパービジョンを行っています。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c
<p>園長は、人事、労務、財務等、それぞれの視点から分析を行い、法人や園の担当者と協議して、円滑な人間関係の構築、経費節約、IT化による業務の効率化などに取り組んでいます。また、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、KJ法を用いて、職員から出された様々な意見を整理し、取組に反映させています。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 法人の中・長期計画の中で、福祉人材の確保、定着に向けた取組の強化を行動指針とする長期ビジョンが設定され、具体的な強化に向けた取組が示されており、年度の事業計画に反映させて実践しています。また、法人として、効果的な広報媒体の活用、障害者雇用への積極的な取組、多様な人材(高齢者、外国人等)の雇用等により福祉人材確保に取り組んでいます。
		(a)・b・c
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。		
15	Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。 法人の中・長期計画の中で、期待する職員像を内外に明示し、トータルな人材マネジメントシステムを構築するという長期ビジョンを掲げ、法人として、人事基準を明確にした規程や人事考課規程を定めて運用しているほか、職員処遇の評価・分析と改善に取り組んでいます。また、キャリア形成や能力開発のための教育・研修の実施、専門性の向上に向けた資格取得支援等の取組も行われています。
		(a)・b・c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 園長は、労務管理の責任者として、職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認したり、職員との個別面談を実施したりして、就業状況や意向の把握に努め、有給休暇を取得しやすい環境整備や勤務シフトの改善等に取り組んでいます。また、法人として、県の働き方改革推進企業の認証を取得したり、イクボス宣言企業に登録するなど、ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいます。
		(a)・b・c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 組織として目指す職員像を明示し、園長との個別面談を通じたコミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が適切に設定されています。また、園長によって目標達成に向けたスーパービジョンが行われるとともに、定期的な個別面談において進捗状況や達成度の確認が行われています。
		(a)・b・c
18	Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 法人の中・長期計画の中で、期待する職員像を明示し、キャリア形成や能力開発を行うための各種教育・研修を行うという方針が示されています。しかし、保育園が必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な教育・研修計画が明文化されていません。職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、保育園が必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標(保育士や社会福祉士などの福祉に関わる国家資格、幼稚園教員免許、保育・子育て支援の質の向上に資する資格・免許、認定資格等)を明記し、その取得といった点から明確にしたものであることが望まれます。
		a (b)・c
19	Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。 職員の研修履歴をもとに、個別の知識・技術水準、専門資格の取得状況を把握し、階層別・職種別・テーマ別の内部・外部研修の機会が確保されており、副園長や主幹によるOJTが適切に行われています。また、年数等の要件にもとづくキャリアアップ研修の受講後は、内部研修の場で報告が行われ、職員間で学びあう機会が持たれているほか、研修成果の評価・分析が行われ、次の研修計画に反映されています。
		(a)・b・c
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。 社会福祉関係、医療機関関係従事者の育成のため、積極的に実習受入れに取り組むという姿勢を明文化し、実習生受入れマニュアルを作成するとともに、専門職種に配慮した実習指導計画が用意されています。また、実習期間中も学校側の巡回訪問を受入れて、実習内容の確認が行われているほか、保護者等に園だよりや掲示などで実習生の受入れを行っていることを知らせています。
		(a)・b・c

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	(a)・b・c
<p>ホームページ上で、法人、保育園の理念や基本方針、保育内容、事業報告、決算状況、第三者評価の受審結果、苦情・要望の内容や対応等が公表されています。また、地域に向けて、保育園の活動が掲載された法人の広報誌や親子オープンスペース開設のチラシ等を配布しています。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a (b)・c
<p>法人、保育園における事務、経理、取引等に関するルールや職務分掌、権限・責任を規程や業務分担表で明確にし、閲覧できるようにして職員に周知しています。また、保育園における事務、経理、取引等について、法人の監事による内部監査が行われていますが、外部監査が実施されておらず、取組が十分ではありません。今後は、外部監査を実施し、事業、財務等に関する外部の専門家によるチェックを行うとともに、監査結果にもとづく経営改善に取り組むことが望まれます。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a (b)・c
<p>毎月1回開設している『親子オープンスペース』で園児と地域の人々が交流したり、地域の子育てに関するイベント等の情報を保護者に提供したりする取組が行われていますが、地域との交流を広げるための取組が十分ではありません。今後は、地域との関わり方について保育園の基本的な考え方を文書化するとともに、子どもが地域の行事や活動に参加したり、子どもと地域の人々の定期的な交流の機会を設けたりするなど、地域との交流を広げるための取組を積極的に行うことが望まれます。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a (b)・c
<p>ボランティア等の受入れについて、基本姿勢を明文化するとともに、マニュアルを作成し、朗読ボランティアや中高校生の職場体験などの受入れが行われていますが、基本姿勢やマニュアルの内容が十分ではありません。今後は、地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化するとともに、マニュアルには、子ども・保護者、ボランティアへの事前説明の仕組みを具体的に記載することが望まれます。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b (c)
<p>一部のマニュアルに連携が必要な関係機関・団体が記載されているほか、地域の保育研究会に加入し、定期的な連絡会に参加したり、協働した活動が行われたりしていますが、地域の連携が必要な関係機関・団体を体系的に把握し、リストや資料を作成するまでには至っていません。今後は、地域の連携が必要な様々な関係機関・団体について体系的に把握し、その機能や連絡方法を記載したリストや資料を作成するとともに、必要に応じて職員が活用できるように保管したり、会議等で説明して職員に周知したりする取組が望まれます。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a (b)・c
<p>『親子オープンスペース』を月1回開設し、園庭や遊戯室を地域に開放して、地域の保護者や子どもと交流する取組が行われていますが、十分ではありません。今後は、保育園の専門性や特性を活かした講演会や研修会等を開催し、地域へ参加を呼びかけたり、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献したりするなど、取組を積極的に行うことが望まれます。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b (c)
<p>法人が地域の福祉ニーズにもとづいて実施している『子ども食堂』への協力が行われていますが、地域の福祉ニーズにもとづく保育園独自の公益的な事業・活動を行うまでには至っていません。今後は、相談事業の活性化や地域交流時のアンケート、日常的な保育サービスの実施等を通じて、地域の具体的なニーズを把握するとともに、把握した福祉ニーズにもとづいて、既存の制度では対応しきれない地域における生活課題・福祉課題を解決・緩和するための事業・活動を積極的に行うことが望まれます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。 (a)・b・c
子どもを尊重した保育の基本姿勢が理念や方針、行動規範等に明示されるとともに、CAPプログラムを職員研修に導入し、人権意識の高揚や虐待防止に努めています。また、子どもの尊重や基本的人権への配慮について、職員会議や内部研修等で周知し理解を図るとともに、自己評価による振り返りを行っているほか、日常保育の中で、子どもが互いを尊重する心を育てることを意識して取り組んでいます。		
29	Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。 a・b (c)
プライバシー保護や虐待防止に関する知識や保育に携わる者としての姿勢・意識について、職員に研修等で周知し、プライバシー等の権利擁護に配慮した保育に取り組んでいますが、規程・マニュアル等が整備されていません。今後は、プライバシー保護や虐待防止について、保育園の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知徹底することが望まれます。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。 (a)・b・c
理念や基本方針、保育の内容、保育園の特性等について、ホームページ上で紹介するとともに、それらを紹介したパンフレットを市役所等に置いています。また、保育園の利用希望者には、パンフレットを用いて個別に説明するとともに、見学の希望にも対応しています。		
31	Ⅲ-1-(2)-②	福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。 (a)・b・c
保育の開始時は、保護者に重要事項説明書や入園のしおり等の資料を交付し、同じ手順・内容で説明を行い、同意を得てその内容を書面で残すとともに、利用契約を交わしています。また、保育内容の変更時は、その内容を園だよりに掲載し保護者に伝えているほか、保護者個別の状況に応じて対応するように努めています。		
32	Ⅲ-1-(2)-③	福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。 a (b)・c
保育園の変更にあたり、引継ぎ文書が定められ、保育園の利用が終了した後も、保護者等の相談に応じるなど、配慮していますが、十分ではありません。今後は、保育園の変更にあたっての手順を定めるとともに、保育園の利用が終了した時に、保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を文書にして渡すことが望まれます。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 (a)・b・c
日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するとともに、保護者に対し、行事やクラス運営等に関するアンケートを実施しているほか、クラス担任との個別面談や保護者懇談会を実施して利用者満足を把握しています。また、把握した結果を職員会議で分析・検討し、分析・検討結果を次年度の取り組みに反映させています。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 (a)・b・c
苦情解決の仕組みが法令に従い適切に整備されており、保護者に苦情解決の体制を説明した資料を配布・掲示して周知するとともに、保護者が苦情を申し出しやすいように意見箱を設置しています。また、苦情解決の仕組みが、よりよい保育園づくりをすすめるための手段として位置づけられています。		
35	Ⅲ-1-(4)-②	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。 (a)・b・c
保護者が相談や意見を述べたい時は、担当窓口の担当者や責任者、第三者委員、クラス担当等に口頭や電話、書面等で述べることができ、そのことを口頭で説明したり、園だよりに掲載したりして保護者に周知しています。また、意見箱を設置したり、アンケートを実施しているほか、相談室を用意するなど、相談や意見を述べやすいように配慮しています。		

36	Ⅲ-1-(4)-③	利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a (b)・c
<p>保護者からの相談や意見について、相談窓口の設置や意見箱の設置、アンケートの実施、送迎時の対話等により把握するとともに、把握した相談や意見に対して、必要に応じて園長を含めて対応を検討していますが、相談や意見を受けた際の対応マニュアルを整備するまでには至っていません。今後は、相談や意見を受けた際の対応マニュアルを策定し、受け取った後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、保護者への経過と結果の説明、公表の方法等を定めておくことが望まれます。</p>			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービス提供のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	(a)・b・c
<p>事故発生時や不審者侵入時の対応と安全確保について、園長を中心とするリスクマネジメント体制を整備するとともに、手順を明確にした対応マニュアルを策定し、職員に周知しています。また、ヒヤリハット事例をもとに園長、副園長、主幹で発生要因を分析し、改善策を検討するとともに、検討結果を会議で報告し、職員間で共有しています。さらには、安全確保・事故防止に関する内部研修を実施するとともに、事故防止策等の評価・見直しを随時行っています。</p>			
38	Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	(a)・b・c
<p>感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制を整備するとともに、対応マニュアルを作成し、職員に周知してそれにもとづく予防策や発生時の対応が適切に行われているほか、看護師を中心にして園内研修が行われています。また、マニュアルの見直しを年度末に行っているほか、プライバシーに配慮して感染症の情報を掲示し、保護者に周知しています。</p>			
39	Ⅲ-1-(5)-③	災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	(a)・b・c
<p>地震、水害等の災害発生時の対応体制を定め、保護者や職員への連絡体制や災害発生初動時の対応、休園の判断基準等を整備するとともに、平時から施設内外の設備・備品等の安全点検や危険箇所の改善に取り組んでいます。また、備蓄リストを作成して食料や備品等を備蓄しているほか、地域に防災協力員を配置し、連携体制を整備しています。</p>			

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-①	提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a (b)・c
<p>各種マニュアルが整備されており、職員がいつでも閲覧できるように保管されているほか、必要に応じてマニュアルをもとにした研修を実施していますが、保育全般にわたって標準的な実施方法を定めて保育を実施するまでには至っていません。今後は、日常の保育実施時の留意点や子ども・保護者のプライバシーへの配慮、相談・援助技術に関するもの、設備等の環境に応じた業務手順等、職員誰もが必ず行わなければならない基本となる部分を保育全般にわたって定めて明文化しておくことが望まれます。</p>			
41	Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a (b)・c
<p>各種マニュアルは、必要に応じて、年度末の職員会議等の場で検証・見直しが行われており、検証・見直しにあたっては、職員の意見を聴いて、それを反映させていますが、定期的に検証をするまでには至っていません。各種マニュアルは、時期を定めて年1回以上、現状の検証を実施し、必要な見直しを行うことが望まれます。</p>			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-①	適切なアセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	(a)・b・c
<p>指導計画は、クラス担当が家庭調書によるアセスメント、関係職員の協議、保護者の意向把握等を行うとともに、園長、副園長等の助言・指導にもとづいて策定しており、個別の指導計画には、子どもや保護者の具体的なニーズが明示されています。また、指導計画にもとづく保育実践について、担任が振り返りや評価を行い、園長等が確認したうえで、指導計画の見直しを行っています。</p>			
43	Ⅲ-2-(2)-②	定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	(a)・b・c
<p>指導計画について、年間や月案、週案の計画期間終了時に、クラス担当が実施状況を評価し、計画書に記録するとともに、園長、副園長等が評価結果の記録を確認しています。また、評価結果や園長等からの助言・指導にもとづいて、クラス担当で協議して見直しを行い、次の指導計画の作成にその内容を反映させています。</p>			

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	Ⓐ・b・c
<p>子どもの発達状況や生活状況、個別の指導計画にもとづく保育の実施状況が保育児童票に記録されており、記録する職員で記録内容に差異が生じないように園長等による指導が行われています。また、園長、副園長等が記録を確認しているほか、各クラスで関係職員が記録を確認し、情報を共有しています。</p>			
45	Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c
<p>園長を責任者とする記録の管理体制や、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報開示、個人情報の不適切な利用や漏えいに対する対策等が個人情報保護規程に定められています。また、個人情報の取り扱いについて、職員に研修等で教育するとともに、保護者等に重要事項説明書へ記載し、説明しています。</p>			

評価対象A サービス内容

A-1 保育内容

			第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成			
46	A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目的に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a Ⓑ・c
<p>保育課程は、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、保育理念や保育方針に基づいて、子どもの発達課程や家庭の状況、地域の実態などを考慮して園長が編成しています。また、年度末に保育課程の評価を行うとともに、評価結果を次の編成に反映させていますが、編成にあたり、保育に関わる職員の参画が十分ではありません。保育課程は、園長の責任の下に保育に関わる全職員が参画し、共通理解と協力体制のもとに創意工夫して編成することが望まれます。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
47	A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	Ⓐ・b・c
<p>室内の環境は、温湿度管理、換気、採光等に注意し適切な状態を保つとともに、設備・用具は、マニュアルにもとづいて消毒し、寝具は、保護者が定期的にクリーニングするなど、衛生管理に努めています。また、一人ひとりの子どもがくつろげる場所、食事や睡眠のための心地よい空間が確保されているほか、手洗い場・トイレ等の設備の安全に配慮しています。</p>			
48	A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	Ⓐ・b・c
<p>子どもの発達課程や家庭環境など一人ひとりの子どもの状態を児童票に記録し、職員間で共有するとともに、指導計画等に一人ひとりの子どもを受容するための援助内容を記載し、子どもの気持ちを受け止め、安心して自分の気持ちを伝えることができるよう対応しています。また、子どもに分りやすい言葉づかいでゆっくり話し、「ダメ」などの制止する言葉を不必要に用いないようにしています。</p>			
49	A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	Ⓐ・b・c
<p>子どもの主体性を尊重し、一人ひとりの発達状況や家庭環境に合わせて、基本的な生活習慣が身につけられるよう配慮しており、排泄や着替え、歯みがき、手洗いなどの援助が行われています。また、トイレトレーニングなど、家庭と連携して基本的な生活習慣が身につけられるよう取組むとともに、子どもが身につけたことを保護者に伝え、情報の共有がなされています。</p>			
50	A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	Ⓐ・b・c
<p>発達に応じて子どもが遊具を選んで自由に遊べる時間を設けたり、リトミックや縄跳びなどの体を動かす遊びを取り入れたり、戸外で遊ぶ機会や社会体験が得られる機会、異年齢児交流の機会などが設けられています。また、交通公園に出かけて交通ルールを学んだり、順番を守ることを身につけたり、電車遠足や七五三参りなどで地域の人と触れ合ったりする機会が設けられています。</p>			
51	A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と保育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
<p>安全柵を設置したり、角にクッションを付けたりして安全面に配慮するとともに、保育教諭との深い関わりによって愛着心が形成され、応答的な触れ合いによって情緒の安定が図られるように配慮しています。また、発達課程に応じた手作りの玩具を用意したり、ふわふわしたものを渡したりして興味や関心を持つことができるように配慮したり、喃語にはやさしく応え、言葉の芽生えに配慮しています。</p>			

52	A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と保育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
<p>保育教諭は、子どもが自分でできない部分を援助するとともに、友だちとの関わりを仲立ちし、自我の育ちを受け止めて共感するよう関わっています。また、探索活動が十分に行えるように園庭や近くの公園に出かけたり、外部の大人との関わりが持てるように講師を招いて英会話教室やサッカー教室を実施したりしているほか、保護者と連携してトイレトレーニングなどに取り組んでいます。</p>			
53	A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と保育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
<p>保育教諭は、集団生活の中で遊びを中心に子どもの「やりたい」という声を大切に活動するという共通認識のもと年齢に応じた関わりを実践しています。3歳児に関しては、並行遊びの充実が図られるよう、4歳児に関しては、ダイナミックな動きのある遊びや当番活動に取り組めるよう、5歳児に関しては、友だちと協力した組体操や、文字や数字に興味を持てる遊びに取り組めるよう関わっています。また、取り組んできた活動について、保護者に参観日等で伝えたり、地域に園だよりで伝えたりしています。</p>			
54	A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
<p>障害のある子どもはいませんが、気になる子どもの保育について、職員が外部研修に参加し、障害児保育に必要な知識や情報を得て伝達研修が行われ、全職員で共有するとともに、専門機関の巡回サポート事業を活用し、専門的な助言・指導を受けて取り組んでいます。</p>			
55	A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
<p>一日の生活を見通して、落ち着いた雰囲気や環境を整え、家庭的でゆったりと過ごすことができるように配慮し、異年齢児交流を取り入れたり、延長保育時にはおやつを提供したりしています。また、子どもの状況について、連絡ノートや口頭で保育教諭間の引継ぎが行われているほか、迎え時の対話や連絡帳で保護者との共有がなされています。</p>			
56	A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㉠・b・c
<p>事業計画や保育課程の中に小学校との連携に関する事項を記載し、それに基づいて、小学校の教師との情報交換や、小学校の学習発表会における園児と児童の交流が行われています。また、就学に向けて非認知能力の育成やアプローチカリキュラムの推進に取り組んでおり、保護者に参観日や個人面談等の場でそれらのことを伝えています。</p>			
A-1-(3) 健康管理			
57	A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	㉠・b・c
<p>子どもの健康管理に関するマニュアルを整備し、看護師を中心として、体調悪化やけがなどに対応するとともに、健康管理・保健計画を作成し、発育・発達に適した生活が送れるよう援助しています。また、保護者に対し、健康管理の取組を入園のしおりに記載し説明するとともに、体調悪化やけがなどについては伝え、事後の確認が行われているほか、SIDSについて、職員に知識を周知し、呼吸のチェックを5分おきに行うとともに、保護者にも情報を提供しています。</p>			
58	A-1-(3)-②	健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	㉠・b・c
<p>健康診断・歯科検診の結果について、児童票に記録し、関係職員で共有するとともに、保護者に連絡帳や書面で伝え、異常がある場合は、早めに検査及び治療を受けるように勧めています。また、健康診断の結果を反映させ、乾燥肌の子どもの保湿対策などが行われています。</p>			
59	A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	㉠・b・c
<p>職員は、アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」や対応マニュアルをもとに、医師の指示を受け、保護者と十分に情報交換を行い適切に対応しています。また、アレルギー疾患の対策に関して、職員が外部研修で知識・情報を得て伝達研修が行われ、全職員で共有しているほか、食事の提供においては、除去食を提供しています。</p>			
A-1-(4) 食事			
60	A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	㉠・b・c
<p>食に関する豊かな経験ができるよう、保育課程や食育計画に位置づけるとともに、友だちや保育者と一緒に楽しい雰囲気の中で食事がとれるように言葉がけを工夫し、個人差や食欲に応じて盛り付け時に量を加減したり、苦手なものをカレーに入れて食べたりしているほか、クッキングや野菜栽培などの食育活動に取り組んでいます。また、保護者から離乳食やミルクの量などに関する情報を得て、子どもの発達に応じた援助が行われています。</p>			

61	A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a (b)・c
<p>子どもの食べる量や好き嫌いを把握し、残食の記録を反映させて、毎月の給食会議で検討して献立・調理を工夫しており、季節ごとの伝統的な料理や郷土料理、誕生会のスペシャル料理などが提供されているほか、調理員が子どもの食事の様子を見たり、子どもの話を聞いて食事を工夫しています。また、衛生管理について、マニュアルにもとづき消毒が行われていますが、体制が明確にされていません。今後は、衛生管理について、園長、保育教諭、調理員等の役割を明確にした体制を整備し、園長のリーダーシップのもと組織的に取り組むことが望まれます。</p>			

A-2 子育て支援

			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
62	A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	(a)・b・c
<p>連絡帳や送迎時の対話等により保護者との日常的な情報交換を行うとともに、保育参加や保護者との個人面談を実施し、保育の意図や保育内容を理解する機会、保護者と子どもの成長を共有できる機会を設けています。また、保護者との情報交換の内容は、必要に応じて業務日誌に記録しています。</p>			
A-2-(2) 保護者等の支援			
63	A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	(a)・b・c
<p>保護者とのコミュニケーションを密にし、子どもの変化を細やかに伝えて信頼関係を築くよう努め、保護者からの子育て相談には、保育教諭等をはじめ必要に応じて園長等も対応するとともに、個々の就労の事情に配慮し、土曜日も対応しています。また、連絡帳や送迎時の対話、掲示板、ブログ、園だより等の様々な方法で子育ての情報を発信し、保護者の子育てを支援しています。</p>			
64	A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	(a)・b・c
<p>虐待対応マニュアルにもとづいて、送迎時や保育中の子どもの様子を観察し、ミーティング等で情報を共有して虐待等の早期発見に努めるとともに、虐待等が疑われる場合は、園長が報告を受けて状況を確認し、児童相談所へ通告する体制がとられています。また、保護者に対して、日頃から声がけをして育児の相談を受けたり、児童家庭支援センターと連携して予防的な支援を行っています。</p>			

A-3 保育の質の向上

			第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
65	A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	(a)・b・c
<p>保育教諭等が360度評価の評価項目による自己評価を年2回実施し、自らの保育実践を振り返るとともに、他評価者の評価との比較によって、良い点や課題を確認し、保育実践の改善に努めています。また、自己評価の集計結果をグラフ化し、保育園全体の自己評価につなげています。</p>			